

# 第 148 回宮崎県都市計画審議会

日時：令和 3 年 12 月 16 日（木）

14：02～15：40

場所：宮崎県庁 防災庁舎

7 階 防 73 号室

午後 2 時 02 分開会

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第 148 回宮崎県都市計画審議会を開催させていただきます。

私は、本日、司会進行をさせていただきます県土整備部都市計画課課長補佐の村岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、着座にて進行させていただきます。

本日は、都市計画審議会委員 16 名のうち、オンラインを含め 12 名の委員に御出席をいただいております。これによりまして、審議会の開催要件である委員の過半数の出席を満たしておりますことをまず御報告させていただきます。

次に、御出席の委員につきまして御紹介させていただきます。

お手元にお配りしている「第 148 回宮崎県都市計画審議会委員名簿」を御覧ください。

まず、審議会の委員に異動がございましたので、御紹介いたします。

県議会より 2 号委員として御就任いただいております脇谷のり子様が御退任となりましたので、新たに安田厚生県議に本審議会の委員に御就任いただいております。

また、本日の審議会では、専門委員会からの報告事項がございますので、委員長の宮崎大学教授・熊野稔様にも御出席をいただいております。

そのほかの皆様御紹介につきましては、出席者名簿の配付をもちまして御紹介に代えさせていただきますと存じます。

皆様、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。お席にお配りしている資料は、第 148 回宮崎県都市計画審議会の会議次第、出席委員の名簿、座席図、次に、資料 1 として「都城広域都市計画道路の変更」についてのパワーポイントスライドの資料、資料 2-1 として「都市計画区域マスタープランの改定原案について」のパワーポイントスライドの資料、資料 2-2 として「中部圏域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（原案）」と書かれた資料になります。

また、関係資料をとじ込みました青のドッチファイルと黄色のファイルもお配りしています。

また、委員の皆様へは、当審議会に先立ち、議案書を送付させていただいております。

本審議会の資料は以上ですが、不足している資料等はないでしょうか。

なお、青のドッチファイルと黄色のファイルは、会の終了後に回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、出口会長に御挨拶をいただきたいと思います。出口会長、よろしく願いいたします。

**○出口会長** 皆さん、こんにちは。今日は第148回ということですが、先日、NHKのドキュメントで、後藤新平内務相等の帝都復興、関東大震災以後のドキュメントが放映されていましたが、都市計画そのものは、御承知のように、安全な生活、産業の振興、文化機能という機能を都市部に植え込み、その事業を進めるという内容でございます。

そういう意味では、今日は、1件が広域都市計画道路、もう1つが報告事項として、これからの宮崎県の都市計画を推進するためのマスタープランの素案が審議されますので、皆さんのお立場から忌憚のない御意見を頂いてよりよいものにしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**○事務局** 出口会長、ありがとうございました。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

出口会長、議事進行をよろしく願いいたします。

**○出口会長** 議事に入ります前に、本審議会の議事録署名をいただく委員を、岩本委員と後藤委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、本日の議事について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

**○事務局** 都市計画課の古賀でございます。よろしく願いいたします。

それでは、本日の議事につきまして御説明をさせていただきます。

皆様のお手元にあります会議次第を御覧ください。

まず、本日の議案についてでございますが、議案第1号「都城広域都市計画道路の変更」についての1件でございます。

また、報告事項といたしまして、専門委員会のほうより、「都市計画区域マスタープランの改定原案について」の報告がございます。

進め方としましては、まず、議案第1号について御審議いただき、その後、続けて、報告事項についての御説明をさせていただきたいと考えております。

本日は、御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

**○出口会長** 委員の皆様、ただいま事務局が説明した次第で進めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○出口会長** ありがとうございます。では、議事に入りたいと思います。

議案第1号の説明を事務局のほうからお願いいたします。

○事務局 議案第1号につきまして、宮崎県都市計画課の対馬が御説明をいたします。

議案第1号は、都城市山之口町内を通る都市計画道路に関する変更です。

対象の路線は、画面に示しております3・5・251号麓富吉線になります。

議案書は4ページから6ページとなりますので、併せて御参照ください。

初めに、都市計画道路麓富吉線の概要につきまして御説明します。

画面の左手が都城市中心部方面になります。画面の右手が宮崎市方面になります。画面中央部の緑色で囲まれた箇所には、2027年に本県2回目の開催となります国民スポーツ大会の陸上競技会場となっている山之口運動公園がございます。麓富吉線は、赤色の線で示す都城市山之口町内の国道269号の一部区間を昭和36年に都市計画道路として決定しております。

区間は、起点が都城市山之口町大字山之口字坂ノ下、終点が同じく山之口町大字富吉字柳田までで、都市計画道路の延長は4,690メートル、道路幅員は12メートルとなっています。

今回は、麓富吉線の起点側に位置します麓交差点の一部区域につきまして、都市計画の変更を行うこととしております。

このスライドは、麓交差点の現況の平面図になります。画面の左手が都城市方面、画面の右手が宮崎市方面になります。画面右上には、宮崎市から都城市方面の麓交差点の断面図を示しております。

麓交差点につきましては、右上の断面図に示していますとおり、宮崎市方面から右折し、高城町や有水方面に向かう際に、現状、右折レーンと直線レーンが分かれておらず、特に大型車が右折する際に、画面左下に示す写真のとおり、後続の直進車が進めないという問題が発生し、起因して、右下の写真のとおり、朝方や夕方においては渋滞が発生している現状の課題がございます。

それでは、麓富吉線における今回の都市計画の変更内容について御説明します。

このスライドは、麓交差点とその周辺を示したもので、今回の都市計画の変更箇所を示した図面になります。

画面右上に示す凡例のとおり、赤色が今回の変更で麓富吉線へ追加をする箇所、黄色が今回の変更で麓富吉線から削除をする箇所となっております。

麓交差点につきましては、先ほども御説明したとおり、交差点で右折する際に、現状、右折レーンと直線レーンが分かれておらず、特に大型車が右折する際、後続の直進車が進めないという問題が発生しておりました。

また、陸上競技場の整備に伴い、今後、山之口運動公園方面への交通量の増加が予想されることから、交通の円滑化と安全性の向上を目的に、今回、交差点の形状を見直し、麓交差点の右折レーンの延伸や拡幅をするため、画面下の赤色の箇所に交差点の区域を追加し、画面上の黄色い箇所を交差点の区域から削除するものです。

このスライドは、麓交差点の現況と変更後の道路幅員を示しております。画面上に示す現況から画面下の変更後のとおり、右折レーンと直線レーンを分けることで、現在発生している渋滞等の問題解消に資するものと考えております。

以上が麓富吉線の都市計画の変更内容となります。

議案第1号の説明は以上となります。

○出口会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について御質問や御意見等を伺いたいと思います。

まず初めに、会場に御出席の委員の方から質問や御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○A委員 黄色の部分は削除する区域ということで、これはどういう経緯でそこが入っていたのかは承知しておりませんが、その理由だけ教えてください。

○事務局 今の御質問は、こちらの削除する区域がもともとなぜ入っていたのかということですが、我々も詳しい経緯は調べ切れていないんですが、こちらの交差点の形状は、右折レーンと直線レーンを分けていないということで、もともとの計画はこの黄色側に拡幅を考えていたのではないかと考えております。

あと、こちらの部分は、都城方面から走ってきた車がヘアピンぎみに左折するところで、内側を少し切り込んで回りやすくするために計画に入れていたのかなと想定しております。

今回、この交差点の変更を検討するに当たり、素直に黄色側に広げるという考え方もあったかと思いますが、この道路の線形が宮崎方面から都城方面に向かって左カーブということで、道路の走りやすさの視点からいくと、内側に広げたほうが見通しがよくなるという道路構造上の特性がございますので、右折レーンを直線レーンから分離する分の拡幅分は、図面でいうと下側に取ったほうがよいのではないかとということで、今回こちらを広げることにしました。

結果として、上側の黄色い部分には広げずに済むということで、削除させていただくことで今回議案として提案した次第でございます。

以上です。

○出口会長 A委員、いかがでしょうか。

○A委員 こちらから見て左側の黄色の部分で、麓高城通線のほうに行く車は少ないという判断ですか。

○事務局 都城方面から高城方面に左折する車については、今、交差点の形状は、左折の専用車線が取ってあります。この検討をするに当たって、令和元年に交通量の調査をしております、こちらのAからBに向かう車両が、実際に測った結果では12時間で合計で50台です。ここを通過する車両がトータルで約3,000台通過するうちの50台程度ということで、非常に少ないと。普通車に限っていえば、特に内側を切り込まなくても今でも十分曲がれるということで、主に大型車を念頭に置いた切り込みの計画であったかと思いますが、大型車に限定すると50台のうち5～6台程度で、12時間の中でも少ないということで、今回ここは切り込まずにできるのではないかとということで削除した次第です。

○出口会長 ありがとうございます。

会場の委員の方、ほかにございませんでしょうか。

○B委員 直接変更の内容についてどうこうということではないのですが、今ちょうど画面に映っている図面を拝見しますと、今回拡幅する側から横断歩道を渡って、交差点内に島のようなのがあって、またさらに渡って北側に移動するという横断歩道の形状かと思いますが、同時に青になって、一番南の端から北の果てまで、島を通過して、1回の青信号で渡り切るような信号の時間の設定になっているかどうか、お分かりになれば教えてください。

それと、今回拡幅することによって、歩行者が横断をするのに時間的な支障であるとか、その辺りは横断歩道の設定なんかで考えられているかと思いますが、歩行者に対してのデメリット面がもしあるとすれば、教えていただければと思います。

○事務局 今の御質問は、横断歩道を渡って、こちらからさらにここまで渡ってというお話でよかったですか。

○B委員 はい。

○事務局 現地の信号のパターンがどうなっているかというのは存じ上げていませんが、交差点の形状を検討するに当たっての協議資料を拝見いたしますと、現状では、本線方向が赤になった後、有水方面から来る道路と高城のほうから来る道路が別々に信号が青になっているようです。ですので、ここを渡れるのはこちらが青のときになります。そのときに、ここが青なのか赤なのか分かりませんが、私が存じ上げている知識でお話ししますと、歩行者が渡り始めたときに点滅して、赤になるまでに渡り終わるぐらいの時間設定がたしかしてあると聞いているので、多分一気に渡るような設定はしていないのかなという気はしています。

あと、今回の計画どおりに今後設計をしまして、信号がどのようなになるかというのは、この後、事業者と警察のほうと協議されると思いますが、基本的には、今、協議されている資料を見ると、今と信号のパターンは同じで、プラス、こちらからの右折車を流すための時差式を入れての検討というふうに伺っていますので、歩行者の信号に関しては、今と大きく変わらないのかなと思っています。

先ほど話したように、歩行者信号については、渡り始めてから終わるまでに、点滅が始まってから渡るのは本当はいけないのですが、仮に渡り始めてすぐ点滅しても、この分は渡り切るくらいの時間が取ってあると思いますので、あとは歩行者の方の判断でしっかり渡っていただくというところかなと思っています。

**OB委員** 御説明ありがとうございました。

交差点の真ん中の島で歩行者が立って信号を待っている状態というのは、昨今、車の運転操作ミスなどで突っ込んでくる事故をニュースで拝見しますので、横断歩道の時間の設定はこの都市計画審議会の管轄外の話かと思いますが、道路の仕組みを変えることによって、歩行者に対しての危険性が及ばないようなことをどこかで何か意見する機会がもしございましたら、そういうことも勘案していただけたらと思っています。

**O出口会長** ありがとうございます。

では、この変更に伴う附帯といえますか、道路事業を実施するときに、今の御意見を反映させていただければと思います。

ほかにございませんでしょうか。

では、リモートで参加している委員さんのほうから御意見等ありましたら、よろしく願いいたします。

**OC委員** 道路幅員の横断面の資料で、現況と変更後で、路肩が0.5から1.25に増えていることと、あと、黒矢印も3.0から3.25に幅を広げているのは、これも交通のしやすさを考えてのことでしょうか。

**O事務局** まず、車道の3メートルが3.25になったところから御説明させていただきます。

今回の交差点の検討に当たって、現況の交通量と道路の位置づけを道路構造令の基準に照らして検討した結果、道路の規格としては、地方部の一般国道ということで、道路構造令の基準によりますと、本線の車道、黒の矢印部分と反対側の赤の矢印部分、いわゆる本線部分については、3メートル25センチが標準値となっていますので、今回の都市計画変更に合わせて、車道部は標準値を採用しようということで3.25にしております。

それから、路肩の1.25ですが、構造令の基準でいくと、都市計画道路ということもありますが、標準的には1.5メートルで、縮小して1メートルから1.5メートルの幅で取れることになっています。今回、歩道が2.5メートルで、これは構造令でいきますと、2メートルの歩行者通路プラス0.5メートルの路上施設帯の幅、合わせて2.5メートルということで、道路構造令の基準上は、自転車の走行を想定していない幅になっていますので、今回、交差点部分の自転車が走行できる幅として0.5メートルから1.25メートルに広げているということです。

御質問に対する回答としては以上になります。

○**出口会長** いかがでしょうか、今の説明で。よろしいでしょうか。

○**C委員** ありがとうございます。

○**出口会長** ほかにございませんでしょうか。

それでは、御意見等がないようですので、議案第1号についてお諮りいたします。

議案第1号は原案どおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○**出口会長** ありがとうございます。それでは、議案第1号は原案どおりといたします。

では、次に入りたいと思います。

報告事項の「都市計画区域マスタープランの改定原案について」を、専門委員会の熊野委員長より御報告をお願いいたします。

○**熊野委員長** 宮崎大学の熊野でございます。

それでは、御報告させていただきます。

昨年12月に開催された第145回宮崎県都市計画審議会において、区域マスタープランに関する調査・検討の指示が出され、私を含め7名の委員から成る専門委員会が設立されました。

その後、3月、7月、11月に計3回の専門委員会を開催いたしました。

区域マスタープランの改定素案についての調査・検討を行いましたので、本日御報告をさせていただきます。

内容につきましては、事務局から説明していただきたいと思いますが、出口会長、よろしいでしょうか。

○**出口会長** では、よろしく願いいたします。

○**事務局** それでは、御説明させていただきます。都市計画課計画担当の中濱と言います。よろしく願いいたします。

都市計画区域マスタープランの改定原案について、御説明します。



初めに、前回の振り返りとして、区域マスタープランの概要と改定スケジュールについて御説明します。

区域マスは、中長期的な視点に立った都市の将来像を明らかにし、都市計画区域ごとの都市の基本的な方向性を示すもので、都市計画法第6条の2に基づき、県が定める計画です。

記載する主な内容は、中央赤点線の中にあるとおり、「都市計画の目標」、「区域区分の有無と定める際の方針」、「主要な都市計画の決定方針」となっております。県や市町が策定するマスタープランに即した内容で、用途地域などの土地利用や道路などの都市施設といった個別の都市計画を定めます。

宮崎県内における都市計画区域の指定状況について御説明します。

宮崎県では、26市町村のうち、19市町で、赤線で示す18の都市計画区域を指定しています。18ある都市計画区域を、北から、東臼杵・西臼杵圏域、児湯圏域、中部圏域、西諸県圏域、北諸県圏域、南那珂圏域と、日常生活等で一体性のある6圏域に集約して、圏域ごとに区域マスを策定しています。

区域マスは、第1章から第4章までで構成されています。

第1章では、基本的事項として、全県的な都市計画の目標、将来の都市構造について。第2章では、都市計画の目標として、圏域ごとの都市計画の課題、将来の方向性、都市活動の拠点について。第3章では、区域区分の決定の有無及び定める際の方針として、区域区分の有無の判断、判断理由、また、区域区分ありの場合に必要な市街地の規模について。第4章では、主要な都市計画の決定方針として、県や市町が個別の都市計画を決定する際の方針、また、市町マスに反映させる都市計画の基本的な方針について、それぞれ記載しています。

次に、改定スケジュールを御説明いたします。

昨年12月に区域マス改定を行うことを報告後、専門委員会を設置し、本年3月の第1回を皮切りに、7月、11月の計3回、委員会を開催し、区域マスの改定に関する調査・検討を行いました。

また、前回の審議会になりますが、今年8月に開催した第147回都市計画審議会において、審議委員の皆様にご意見を伺い、区域マス改定素案をお示しし、御意見を頂いたところです。

今回の都市計画審議会では、原案の報告として、前回の審議会及び11月の第3回専門委員会で頂いた御意見と、10月に実施したパブリックコメントについて、これらに対する対応方針を御報告させていただきます。

それでは、本日の報告内容として、まず、前回の審議会及び専門委員会での御意見と、パブリックコメントに対する対応方針を御説明します。

まず、8月に開催しました第147回都市計画審議会で頂いた御意見についてです。

頂きました主な御意見は、①空き家対策と景観に関する課題について、②区域区分の考え方についてです。該当箇所としましては、第4章第1節及び第3章第1節となります。

御意見①について御説明します。

空き家の問題について、維持管理や美観の問題を解決していくことが必要である。対応方針の記載を検討してほしいとの御意見を頂いております。

この御意見に対する事務局の考え方を赤枠に示しております。

区域マスでは、第4章第1節に、住宅整備の方針、居住環境の維持の方針を記載しており、空き家等の既存ストックや低・未利用地を活用することを示しています。

空き家対策については、住宅部局や地域振興部局などの他部局とも連携しながら、解決策の検討を進めていきますので、その方針を新たに追加します。

御意見①の空き家に関する取組について、第4章第1節、市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針に1項目記載を追加します。

追加案は、緑の枠内にあるとおりです。

下の赤枠に追加趣旨を示しております。

景観等に影響する管理不十分な空き家について、適正管理の重要性を示すとともに、既存ストックの流通や低・未利用地の活用などの関連施策の促進について明記することとします。

次に、御意見②について御説明します。

市街化区域と市街化調整区域の区域区分（線引き）について、その必要性を説明できるようにしてほしいとの御意見を頂いております。

この御意見に対する事務局の考え方を赤枠に示しております。

区域区分制度は、区域マスの上位計画である「宮崎県都市計画に関する基本方針」に目標として掲げている、「人口減少下でも持続可能な都市」を実現するために有効な手段であると考えています。今後も引き続き、区域区分制度の必要性について周知を図っていきます。

この区域区分制度の詳細については、後ほど、「2 区域区分の決定の有無及び定める際の方針について」で御説明します。

都市計画審議会で頂いた御意見に対する県の考え方とその対応についての説明は以上になります。

次に、先月開催しました第3回専門委員会で頂いた御意見についてです。

頂きました主な御意見は、①地球環境負荷への対応についてです。該当箇所としましては、第2章第2節となります。

御意見①について御説明します。

都市活動を行っていくことは、それ自体がエネルギーや資源等を使用していくことであり、地球環境に対しては負荷となり得る。区域マス全体を通して自然環境に対する配慮は記載されているが、地球環境負荷への対応策についても示すべきとの御意見を頂いております。

この御意見に対する事務局の考え方を赤枠に示しております。

都市計画部局においては、コンパクトシティの実現やグリーンインフラの促進により、地球環境への負荷をできるだけ少なくする都市活動を行うことで、持続可能な都市の実現を図ることとしています。

そのため、第2章第2節の基本方向2において、都市の脱炭素化に関する記載を新たに追加します。

御意見①の都市の地球環境負荷への対応について、第2章第2節の各圏域における都市づくりの基本方向に1項目記載を追加します。

追加案は、緑の枠内にあるとおりです。

下の赤枠に追加趣旨を示しております。

「人のまとまり」の形成による都市のコンパクト化やグリーンインフラによる都市の緑化により、都市活動で生じるエネルギー使用を抑制し、気候変動に配慮した脱炭素型の社会を目指すことを明記します。

専門委員会で頂いた御意見に対する県の考え方とその対応についての説明は以上となります。

次に、10月に実施しましたパブリックコメントで頂いた御意見についてです。

パブリックコメントにつきましては、都市計画法に基づく法定手続ではありませんが、県が定めるパブリックコメント手続実施要綱に沿って10月に実施したものであります。

頂きました御意見は、①市街化調整区域の市街化区域編入について、②市街化調整区域の都市計画提案についての2件です。該当箇所としましては、第4章第1節及び第6節となります。

まず、御意見①について御説明します。

宮崎大学医学部附属病院周辺は、商業や福祉等の医療以外の都市機能が集約できていない。高齢化社会における大学病院周辺地域としてふさわしい土地利用のため、宮崎港と同様に、市街化区域への編入を提案するとの御意見を頂いております。

この御意見に対する事務局の考え方を赤枠に示しております。

本県では、人口減少・高齢社会の進行への対応を背景としたコンパクトシティの形成を念頭に、都市的土地利用の拡大は抑制する方針としています。

ただし、宮崎港については、港湾計画に基づき整備を進めており、整備の進捗に応じて必要な市街化区域編入を行うこととしております。

市街化調整区域での都市機能の集約については、総合的な都市づくりの観点から、産業立地などの都市的土地利用が必要な区域で、計画的な土地利用が図られることが必要と考えています。

次に、御意見②について御説明します。

市街化調整区域の都市的土地利用については、住民等の意見を反映できるように、都市計画提案制度を積極的に活用することを記載してほしいとの御意見を頂いております。

この御意見に対する事務局の考え方を赤枠に示しております。

都市計画提案制度は、住民等が都市計画行政に主体的に、かつ積極的に関わっていくための制度です。

この都市計画提案制度は、ほぼ全ての都市計画への活用が可能であるため、第4章第1節から第5節にある個別の都市計画に関する方針ではなく、全般的な事項として、第4章第6節の都市計画の推進に関する方針の中に、都市計画提案制度の活用に関する新たな記載を追加します。

御意見②の都市計画提案制度について、第4章第6節、都市計画の推進に関する方針の1項目に一部文言を追加します。

追加案は、緑の枠内、赤字で記載している箇所です。

下の赤枠に追加趣旨を示しております。

都市計画に関する住民参加手続の充実や、官民協働の都市づくりを推進するための制度である都市計画提案制度の活用が図られるよう、県や市町が普及啓発を行うことを明確にし、住民が参加しやすい仕組みづくりを推進します。

パブリックコメントで頂いた御意見に対する県の考え方の説明は以上になります。

なお、これまで御説明しました内容を踏まえ、改定原案を作成しております。本日は、中部圏域の改定原案をお手元に資料2-2としてお示ししています。

次に、区域区分の決定の有無及び定める際の方針について御説明します。

区域区分に関する考え方について、国との協議を行っており、大枠の方向性も固まってきたため、今回、改めて制度の概要と区域区分制度による土地利用の方針について御説明します。

まず、宮崎県内の都市計画区域の位置を改めて御説明します。

こちらは宮崎県内の都市計画区域の指定図です。宮崎県内には18の都市計画区域があります。そのうち、赤と黄色の組み合わせで図示されている宮崎広域都市計画区域と日向延岡新産業都市計画区域で区域区分を適用しています。

区域区分は、都市計画法第7条に規定されています。無秩序な市街化の防止、計画的な市街化のために、必要に応じて設定します。

区域区分の必要性の判断、必要と判断した場合の規模の設定方針については、都市計画区域マスタープランに記載する必要があります。

区域区分は、市街化区域と市街化調整区域で構成されます。法律上の位置づけですが、市街化区域は、1) 既に市街地を形成している区域と、2) おおむね10年以内に優先的に市街化を図る区域で構成され、1) では、現時点で都市が形成されている区域が、2) では、今後、都市としての整備を行う予定がある区域が該当します。

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とされており、現存する農地や緑地等を保護する区域としての位置づけのほか、市街化区域内を高度利用するための境界線として設定されます。

区域区分制度のイメージ図を示しています。

区域区分制度は、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地形成と効率的な公共投資を行うために制度化されました。

市街化区域は、生活に必要な施設が整備されているエリアと、今後整備していくエリアの2つで構成されます。

市街化区域のエリアを指定するために赤線で示す区域区分線を設定します。区域区分線の外側を市街化調整区域とし、市街化区域の効果的な発展を図るために、開発行為を抑制するエリアと位置づけています。

区域区分は、各都市計画区域において必要があるときに県が定めるものです。

県として区域区分が必要と考える都市計画区域の判断要素について御説明します。

県では、大きく4つの項目によって区域区分の要否を判断しています。①「現に一定規模の市街地が形成されているか」、②「市街地外に居住地を拡大する必要があるか」、③「土地利用の動向で考慮すべき事項があるか」、④「その他検討事項」の4つです。

まず、①「現に一定規模の市街地が形成されているか」についてです。

市街化区域は、先ほど御説明したとおり、既に市街化している区域と、今後整備を計画している区域とで構成されます。この「既に市街化している区域」に関する判断項目になります。

市街地内部の人口密度を根拠とし、人口密度が一定値を超えている場合、区域区分を検討する必要がある都市と判断します。

指標として、国の示す都市計画運用指針で示されている住宅地の人口密度を使用します。住宅用地として望ましい人口密度の下限値は、1ヘクタール当たり60人と示されています。そのため、この住宅用地の人口密度を一つの判断基準としています。

次に、②「市街地外に居住地を拡大する必要があるか」についてです。

これは、今後整備を計画している区域の判断項目になります。

将来の推計人口が市街地の中で適切に収容できない場合、市街地外に新たな居住地の需要があると考えられ、区域区分を検討する必要があると判断します。

指標として、2つの方法で算定した将来の推計人口の差を用います。

国勢調査の結果に基づき、国立社会保障・人口問題研究所が算定した人口と、市街地の人口・産業の動向や土地利用の状況を踏まえ県が算定した市街地内に快適に居住できる人口です。

社人研の算定する将来の推計人口から、県が算定する市街地内に快適に居住できる人口を差し引いた結果がプラスの値になる（推計人口が居住できる人口を超える）場合、住宅用地の拡大を検討する必要があると判断します。

この場合、市街地が無秩序に拡大することがないように、区域区分制度により、拡大区域を適切に調整する必要があります。

次に、③「土地利用の動向で考慮すべき事項があるか」についてです。

これは、スプロール化現象による不良市街地形成の可能性に関する判断項目になります。

まず、Ⅰの市街化区域内の建築活動が活発な場合、今後、都市的土地利用の範囲が市街地縁辺部へと拡大していく可能性があります。

次に、Ⅱの市街化区域外の農地転用が活発な場合、今後、都市的土地利用の範囲が市街地外に拡大していく可能性があります。

指標としては、建築確認申請の件数、農地転用許可の面積となります。

確認申請、農地転用について市街化区域内外の比率を算出し、県平均の比率と各都市計画区域の比率とを比較します。県平均よりも大きい比率である都市計画区域は、より市街地縁辺部での都市的土地利用の傾向が高いと判断できるため、これらの数値についても判断基準の一つとします。

判断要素の最後として、④「その他検討事項」に3項目挙げています。

人口以外の商業、工業といった経済活動の状況や将来の見込み、都市計画区域を構成する市町のまちづくりに関する意向、区域区分制度以外の土地利用規制の状況等についても判断項目としています。

これらの①から④の検討項目を総合的に判断し、区域区分の要否について定めていきます。

それでは、都市計画区域ごとの区域区分の有無の判断結果について御説明します。

まず、宮崎広域都市計画区域及び日向延岡新産業都市計画区域です。

この2つの広域都市計画区域は、現行市街地において、人口密度が1ヘクタール当たり60人を超えています。目標年である令和7年の推計市街地人口は、将来の市街地に適切な人口で収まります。しかし、工業出荷額の推移から、工業用地に対する一定の市街地拡大圧力があると判断されます。このため、引き続き区域区分を適用することとします。

次に、その他の都市計画区域です。

先ほど御説明した2区域以外の16の都市計画区域は、現行市街地において、人口密度が1ヘクタール当たり60人を下回ります。また、市街地における人口集中地区の有無や建築活動の動向、市街地外における農地転用の動向を踏まえ、これらの都市計画区域においては、市街地拡大圧力は低いと判断されます。このため、これらの都市計画区域については、区域区分を適用しないこととします。

これまで御説明したとおり、宮崎広域都市計画区域、日向延岡新産業都市計画区域については、引き続き区域区分を維持することとします。また、その他の16の都市計画区域についても、引き続き区域区分を設定しない方針とします。

「2 区域区分（線引き制度）の決定の有無及び定める際の方針について」に関する説明は、以上となります。

最後に、今後のスケジュールを御説明いたします。

本日の都市計画審議会において、区域マス改定原案について御説明させていただきました。今後は、本日の御意見や、国、市町などの関係機関との協議を踏まえ、公告・縦覧等の都市計画手続を行い、来年3月の都市計画審議会において、改定案について諮問し、皆様に御審議いただく予定としております。

以上が、今回の都市計画審議会における改定原案についての事務局からの説明となります。

**○出口会長** ありがとうございました。

区域マスタープランの改定原案について説明をいただきましたが、熊野委員長さん、何か補足等があれば、よろしく願いいたします。

○熊野委員長 パブリックコメントの意見の中で、宮崎大学医学部周辺のことが出ておりましたが、専門委員会には専門性の立場で宮崎大学の教員が4名いまして、ただ、発言のときには、宮崎大学から外れてあくまでも中立、公平公正な立場で発言させてもらおうということと、都市計画提案制度について積極的に記載してほしいというのは、宮崎大学とは関係ない委員の方の御発言で示されているということで、議事録を見ていただければよろしいかと思いますが、それで議事を進めてまいりました。

以上でございます。

○出口会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの区域マスタープランの改定原案について、御意見、御質問を頂きたいと思います。先ほどと同様に、まずは会場の委員の方から御質問、御意見を頂きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○A委員 コンパクトシティというのを人口減少下の中で国が出して、こういうふうに反映されてきていますが、マクロな話として、宮崎県の都市計画区域が面積としては減っているんですか。ある地域では増えているようにも思いますけれども、その辺の定量的な数値は今答えられなくてもいいですが、少しそういう表的なものを、図でもよいので、経年変化的なものをこの中に入れておいていただきたいということが1つ。

もう一つは、都市のコンパクト化で、都市活動で生じるエネルギーで脱炭素とか、そういうものに関連づけた言葉として使われておりますが、都市のコンパクト化という概念が、多分、国の問題でもありますが、1ヘクタール当たりの人口密度が云々というものの規定になっていますが、例えば最近では、高層マンションが宮崎にあるかどうか分かりませんが、マンション系の背の高いところに人が住む傾向も宮崎市内ではありますし、そういうときには1ヘクタールの人口密度という概念が随分変わってくると思います。そういうところの数字も、将来、国との連携も含めて少し考えていただきたい。

今日質問したいのは、都市のコンパクト化により都市活動で生じるエネルギー使用が抑制できるという文言は、根拠がどういうふうになっているのかがよく分からない。

○出口会長 2つのコメントと1つの御質問を頂きました。事務局、よろしいですか。

○事務局 2つは御意見ということで、今後考えてほしいということでしたので、私ども県だけではなくて、市町、国とも御相談しながら考えていきたいと思っております。

人口密度のお話があったかと思いますが、区域区分のところでも触れていました1ヘクタール当たり60人というのは、住宅地として理想的な人口密度という言い方で、首都圏のようなさらに高



度な都市利用をされているところなどは、1ヘクタール当たり100人ということで、ある程度同じ土地の上に高層マンションをにらんだ、人口を縦積みしていく考え方で人口密度なのかなと思います。宮崎はどちらかというと戸建て住宅が多いということで、宮崎市内や延岡辺りは60人を超えています。国富とか、区域区分があるところでも周辺部になってくると40人台ということで、土地の使い方で人口密度は大きく変わってくる場所がありますので、その辺りの基準の考え方は、今後、国あたりとも御相談させていただければと思っています。

それから、御質問にありました都市的土地利用の中で、コンパクトなまちづくりをすれば、脱炭素といいますか、ゼロカーボンといいますか、そういうところの根拠はどういうことなのかということですが、これはコンパクトシティだけでうまくいくものではなくて、国が推奨しているのは、コンパクト・プラス・ネットワーク、いわゆる公共交通網の維持とその利活用です。

公共交通を今後も持続させていくためには、やはり一定以上の利用がなければいけないということで、公共交通の路線にあるまちをしっかりと維持していく。特に交通結節点となる駅とかバスターミナル辺りを中心としたまちを維持していく。維持していくためには、一定規模の人口規模がないと商業活動もままならない。人口が減少していきますので、その中でも一定規模の人口規模を維持していくためには、まちのつくり自体を小さくしていこうということでコンパクトシティ。プラス、公共交通に切り替えていただく。公共交通プラス歩いて暮らせるまちにしていこう。簡単な話でいくと、自家用車の利用を抑えていくことでガソリンの使用量を落としたりとか、そういったところが1つあります。

それから、道路とか下水道の整備の範囲も狭めることで公共工事の規模も小さくなっていく。そういうところへのエネルギー消費を抑えていくことで、コンパクトシティが脱炭素につながるという考え方があるということで、こういう記載をさせていただこうと考えております。

説明としては以上です。

○出口会長 いかがでしょうか。

○A委員 それはほとんど雰囲気、ネットワークの話だって、高速道路を造って、じゃんじゃん都市間は移動という意味で、都市内の公共交通を整備するということを経験すれば宮崎でやろうとしても、なかなかできないという現実もあって、10年、20年たっても多分できないでしょう。そういう中で、話の言葉を使っていかないと、世間一般で言っているような、コマーシャルを言っているように僕には聞こえてしょうがないです。

○出口会長 この件は重要な問題だと思いますので、リモート参加の委員の方々から御意見やコメントがありましたら、一緒にお願いたします。いかがでしょうか。

C先生、よろしくお願いいたします。

○C委員 自然再生エネルギーが最近行われているかと思うんですけど、例えばソーラーパネルなんか結構いろいろなところで見られ始めていると思います。質問は、ソーラーパネルの設置というのはこのプランと関係しているのかということと、もし関係しているのでしたら、何か記述しておかないといけないのかなと思いました。

○出口会長 ありがとうございます。ソーラーパネルの内容については、景観等々いろいろなところでも議論が既にあるのではないかと思います。事務局のほう、よろしいですか。

○事務局 ソーラーパネルの設置に関しては、どちらかといいますと環境サイドの政策ということで、国でいうと環境省とか経済産業省あたりが進められているということで、都市計画とは視点が若干異なるので、我々の区域マスタープランには特に記載はしていないところです。

○出口会長 この中ではないということですが、県の景観のほうではいかがですか。各市町村での景観計画の中で、インパクトが少なくなるように配慮しなさいということがあるかと思いますが。

○事務局 手元に資料がないので、具体的にどのように書いているかまでは存じ上げませんが、景観の視点でソーラーパネルを個別に、ああしなさい、こうしなさいというふうには書いていないかと思いますが。

○出口会長 宮崎市でも記載がありますが、ここでは解決しない問題ですから、一度見ていただいて、これからのもので確認をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それから、先ほどのA委員さんのほうでは、記載は論理的な飛躍がないように書かないといけないのではないかと思いますので、表現の方法についても、この後にまだ公告等のところがあるかと思いますが、御検討をよろしくお願いいたします。

では、ほかの箇所等で結構ですので。

○B委員 パブリックコメントでの御意見ということで、先ほど熊野先生からもありましたが、宮崎大学の医学部の件があったと思います。下の赤枠の県の考え方というところで、最終的に宮崎大学周辺を市街化区域に編入するのかどうかというところの明言はされていないと思いますが、質問の1つ目は、方針として編入していく方向でお考えなのか。流れとしてそうなるのかというところを知りたいという点と、これは個人的な意見になりますが、例えば大きな病院施設であるとか教育施設は、都市の中に広い面積を確保できないということで、全国的に郊外に大きな施設を建てていく流れになってきているかと思いますが。

市街化調整区域に教育施設や病院施設というような、公共的に有意義なものを建てるということでは、市街化調整区域は、普通は建築の規制がかかっているところですが、そういう大義名分がある施設であれば問題なかろうということで、どんどん市街化調整区域の中に建設が進められていく。

最初は単発で病院だけがありました、でも、10年たったらその周辺にまちができてきてとなってくると、今回のように、当初は市街化調整区域で、都市化されていくことが制限されている地域の中に1つ大きな施設がぼんと建ってしまうと、何十年後かに、結果的には都市計画区域内に編入しなければいけないというような流れが、言葉は大変乱暴で申し訳ないのですが、なし崩し的にそういうことになっていくのではないかとすごく心配しております。

これは私の個人的な意見として聞いてください。先ほどのA先生のお話で、コンパクトシティというお話もありましたけれども、これからの都市のつくり方というか、新しいものをどんどん郊外につくっていくというよりは、先ほど空き家の問題もありましたが、空き家がたくさんあって危険性もあり、景観上問題があると。そういうものを再編していくといいですか、今ある都市の中のいろいろな機能を再編していく。そして、空き地を大きくしてそこに大きな土地をつくって、大型の施設を郊外ではなく人口が密集している都市の中にもう一度再編してつくり直していく。言葉では簡単に言いますが、すごく大変なことは分かります。地権者の問題であるとかいろいろな問題もありますので、非常に難しいとは思いますが、都市を再編していくことがこれからの都市づくりの中で目標としていく姿ではないかと私は思っています。

C先生のおっしゃったメガソーラーの話も、環境省や経済産業省では、再生可能エネルギーの活用ということで、大義名分的にはすばらしいということで推進されていく一方で、宮崎県のような山林や農地に見境なくメガソーラーがどんどんできていくような光景は、やはり美しいものではないですし、一方向から物事を見るのではなくて、多方向から物事を見ていく視点がこれからの都市づくりには必要なのではないかと思います。

最後にもう一つ質問で、メガソーラーの件です。太陽光発電の大きな施設を新しく設置する際に、何平米以上であれば届出が必要という都市計画法上の縛りは現状あるのでしょうか。

**○出口会長** 1つは専門委員会のほうにも関わるかもしれませんが、事務局と熊野先生からコメントを頂ければと思います。

**○事務局** まず1点目の、パブリックコメントの1つ目、宮崎大学医学部附属病院周辺の市街化区域への編入をするのかしないのかということですが、結論から申し上げますと、編入しないで

す。スライドにありますように、県としては、都市的土地利用を拡大しない、抑制していく方針としておりますので、編入はしないということにしております。

今、画面のほうに宮崎大学周辺の都市計画図を出しておりますが、色がついている範囲が市街化区域、白いところが市街化調整区域になっています。

附属病院があるのはここです。市街化区域の端部になっていて、ちょうど附属病院の敷地とその北側にある道路を挟んで向かい側が調整区域になっているということで、パブリックコメントで頂いている御意見の趣旨としましては、病院の機能を強化したいという中で、道路を挟んだ調整区域にも大学の土地があるということで、これを含めた一体的な活用を図りたいというところが背景にあると伺っております。

この一帯の市街化区域については、学園木花台の開発に合わせて、線引きが最初に始まったときにはほとんど調整区域だったものを、宮崎大学の移転統合と住宅地の開発と合わせて、近傍に当時宮崎医科大学があるということで、この一帯を学園都市として市街化区域に編入したことに始まったエリアです。

このときの開発の考え方としては、これが1つの市街地ということで、学校機能、産学連携の土地利用のエリア、そして住宅の土地利用ということでエリアが設定されていることもあって、我々の考え方としては、この一定のエリアの中に一定の都市機能が集約されているということで、部分的な拡大、拡張はしないという方針になっています。

質問の1つ目の回答としては以上です。

**○熊野委員長** 専門委員会の中では、公の立場で防災の研究をされている先生が、今後、半世紀以内に南海トラフは起こる。しかも、今度来るのは、過去3回のうち一番ひどいのが来ると。そういったときに、医療の拠点がこのエリアだけで本当に人の命をきちっと救えるのかというのが根本にあるようです。

コンパクトシティとの兼ね合いもありますし、全国的に人口減少している。宮崎市も人口減少傾向にある中で、都市は市街地エリアを拡大しないという方向性があるかと思えます。それとの兼ね合いとして、いたずらに線引きの変更はできない。これは国のほうの認証のハードルもあるということでもあります。

ただ、都市計画提案制度というのがありまして、地権者が5,000平米以上であれば、市街化調整区域の中に地区計画という都市計画提案ができます。

事務局とも話をしたのですが、もし調整区域を市街化区域に編入して、まちづくりを南海トラフのことも考えながらやるとなれば、新しく宮崎大学医学部を拠点とした医療福祉ゾーン計画の

ようなものを行政の計画で立てないと、これだけではなかなか難しいという御意見は頂いております。今の法制度を使ってやるとなれば、都市計画提案制度を活用して市街化区域内の地区計画を立てて、行政とも協議しながらやっていくことが可能性としてあるかと思えます。

先ほどA委員さんからコンパクトシティの話もありました。我が国は人口減少がどんどん進む中で、ある一定の人口密度を保たないと、自治体が負担するいろいろなインフラや公共施設の維持管理費は、コンパクト化されている都市とそうでない都市を比較したときに、だらだら広がっていつている都市は明らかに高くなる。それを今後とも持つのかという話です。

それから、今はやりのウォークアブルシティですね。富山が、LRTという新型の路面電車とその周囲に人が集まるような構図をつくって、今のところは先進例と言われています。最初の頃は青森も先進地と言われていました。今、青森はアウガの再開発に失敗したということで、学生にレポートを書かせたら、日本のまちづくりの失敗例は青森が一番多いんです。

富山が先進例としてずっと引き継いでいくのかといえば、専門の学者によると、富山市も結構財政を使っているのに、コンパクトシティは成功しているように見えるけれども、市の財政を非常に圧迫しているという話も聞いています。10年後、20年後も富山が生き残っていけるかはまだ未確定であります。

立地適正化計画が今やられています、自分が携わらせていただいた都城市は、もともと線引きはなかったのですが、立地適正化計画で少し張りはついたのでないかと思っております。

あと、町村レベルで都市マスで制御しにくいところでも、高千穂町の立地適正化計画のお手伝いを今していますが、単にコンパクトに住むために都市機能誘導区域、居住誘導区域を設定してそこに住みましょうというキャンペーンだけではなくて、災害エリアをうまく外すようなこともできます。新しく都市再生特別措置法ができて、レッドゾーンはとにかく居住誘導区域から外すと。イエローゾーンの中には洪水区域も入ってきます。その洪水区域まで全部外すとなると、今度はまちが住めなくなってくる。居住誘導区域の土地がなくなってくるんです。大雨が降ると洪水になりやすいところということで。ただ、ハザードマップのハザードエリアはできるだけ外していこうという考え方でも今、立地適正化計画は活用されております。

だから、コンパクトシティと一概に言いますが、今、防災支援にも役に立つ土地利用も考えていこうということで動いています。宮崎市の立地適正化計画も、実は南海トラフの津波浸水想定区域の中に居住誘導区域が入ってきています。居住誘導区域の中の津波浸水想定区域を全部外

すどうなるかといったら、もう住めるところがないくらいに入ってきているんです。それだけ深刻な状況があります。

ところが、実際に南海トラフが起こったときの津波浸水想定区域と立地適正化計画の居住誘導区域との兼ね合いをやると、静岡、愛知、三重、和歌山はかなり入ってきています。そこに矛盾があるじゃないかと。行政が居住誘導区域にしながら何で津波が来るところに誘導しているのかと。でも、それを外したら今度は住めなくなるという現実問題がある。また、用途地域も指定しているわけです。

そういう矛盾があったときに、じゃあ、ラインを設定しましょうということで、例えば高知県とかは、全然津波が来ないところを居住誘導区域にできるところはしているし、それを外さなければできないところは1メートルとか2メートルまでは何とか許すけれども、それ以上来るときは居住誘導区域に入れないとされています。

宮崎市の場合は2メートルです。2メートルは結構厳しい数値なんです。ただ、都市計画審議会でもいろいろ意見がありまして、宮崎市自体のオリジナルを考えていこうということで、防災対策推進区域というものを新たに立地適正化計画の中に設置して、これは全国的にも初だと思いますが、特に周知をしましょうと。ここは津波が来るところですよ、だから、土地・建物を取引するときは積極的に周知して考えてもらったり、ハード・ソフトで今後防災対策を施しましょうという形でも生かされてきています。

コンパクトシティはその辺りの意見ですが、あと、ソーラーのことですが、ソーラーパネルは国土利用計画審議会のほうでも案件がありまして、問題なのは、森林区域の中に大規模なソーラーパネルをやったときに、保水能力が保てないわけです。今後、大雨が降ったときに下流域に洪水を起こさないような水理計算とか、調整池とか、下流域に迷惑をかけないような配慮をしながらのソーラーパネルの開発が求められるのではないかという気はしております。

意見としては以上です。

○出口会長 ありがとうございます。

○A委員 メガソーラーは、県の条例では、35ヘクタール以上のところに一気につくれば、きちんとした環境影響評価をして審査を受けてやるという、ワンランク抑える方向にはなっていますが、多分業者は小さいものをどんどんつくっていくと思います。それをどうするかは市町村の判断だと思います。

○出口会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。リモート参加の委員の方も同時に進めたいと思います。よろしくお願いたします。

御意見等はないようですので、1つ私のほうから。

今、委員の皆さんから頂いたものにつきましては、内容の表現も含めて、あるいは例えばソーラーパネルとか景観というところで議論がありましたものは、ほかとの調整を検討していただいて、また内部でもんでいただければと思います。

それから、今まで意見が出ていた内容とか、議論がありましたことにつきましては、特にございませんでしょうか。

**○A委員** 前回、D議員が質問されたことに対して、延岡、日向辺りの区分をかなり説明されたと思いますが、ここで産業というときに、第2次産業のイメージを持っておられるのか。今ここで言われたのは延岡ですから、第2次産業を振興するようなイメージですが、宮崎では第1次産業がかなりあって、第1次産業は含めないというふうにあえて言う必要はないのか。

**○出口会長** 委員がおっしゃったのは、農業との調整のところの都市計画の根本的な立ち位置の問題ではないかと思います。要するに、都市計画区域全体がかかっている中に、宮崎県の場合は農業的利用も比率的には多いのではないか。そのときに、市街化調整区域、線引きの問題もあるでしょうし、都市計画区域内の農業的な利用もある。そういうところの産業というのはどのように捉えるのかということだと思います。

私の理解は、基本的に2次産業、3次産業で、1次産業との調整といいますか、共存というのが都市計画制度のスタート位置からの根本的な利用ではなかったかと思います。

**○事務局** 今、A委員から御指摘のあった件ですが、我々が数値として捉えている工業出荷額とか商業に関しては、今、会長からあったとおり、2次・3次産業の数字を集計したものを扱っています。ですので、1次産業と言われている農業とか畜産系の数字は入っていないということになっています。

**○出口会長** よろしいでしょうか、今の説明で。

**○A委員** あえて定義する必要もないという、暗黙の了解という理解でいいのかもわかりませんが、特に宮崎は第1次産業が基幹産業と言いまくるから、ちょっと気になっていました。

**○事務局** 基幹産業とは言わないのですが、都市計画は、用途地域という考え方があって、工業系、商業系といったところは2次・3次産業、それから、市街地の人口を考えると、1次産業以外の従事者の人口も考え方のベースとして捉えているので、都市計画という視点でいくと、

1次産業は調整する相手方、仲間というよりは調整する相手方という考え方であって、あえてそこを明確に言わなくてもいいかなと感じております。

○**出口会長** ありがとうございます。

リモートで御参加の委員の皆様もほかに御意見等ございませんでしょうか。

では、大体意見を頂きましたので、本日頂きました御意見を踏まえて、区域マスタープランの改定に向けたプロセス、最後の説明にありましたが、公告縦覧に向けて作業を進めていただきたいと思います。

では、本日の議事を終了したいと思います。ありがとうございました。事務局のほうにマイクをお返しいたします。

○**事務局** 出口会長、ありがとうございました。また、委員の皆様、熱心な御審議をありがとうございました。

最後に、事務局から次回審議会の御案内をさせていただきます。

次回の第149回宮崎県都市計画審議会を、令和4年3月17日木曜日午後2時から予定しております。

開催の案内通知等につきましては、後ほど追ってお送りさせていただきますので、御出席賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第148回宮崎県都市計画審議会を終了させていただきます。

本日は御多忙中の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

午後3時40分閉会